BTMU(China) 実務・制度ニュース・レター



□ 「浦東新区における本部経済*の促進に関する財政 支援弁法」の公布について 2011年8月11日第35号

企画部 調査課

2011年6月26日に、浦東新区地域本部推進会議(以下は「地域本部会議」と略称)が開催され、地域本部の代表者及び一部の仲介機構代表者500人余りが参加した。当日の会議で、「第12次五ヶ年規画」期間における浦東新区地域本部の関連新政策として、「浦東新区多国籍企業地域本部の加速的発展を推進することに関する若干意見についての通知」(浦府(2011)150号 以下は「意見」と略称)、「浦東新区本部経済の促進に関する財政支援弁法」(浦府(2011)151号 以下は「財政支援弁法」)が同時に公表された。

今年は「第 12 次五ヶ年規画」期間の初年度にあたり、「第 11 次五ヶ年規画」期間に適用された一部の優遇政策適用期限が終了しており、「第 12 次五ヶ年規画」期間に地域本部に対して、どのような優遇政策が与えられるのかについて注目を集めていた。「意見」は「第 12 次五ヶ年規画」期間における浦東新区地域本部の発展方向性等¹を示し、「財政支援弁法」は「意見」に定められた方針に基づき「第 12 次五ヶ年規画」期間における地域本部への財政支援政策の枠組みを明確にした。「意見」に盛り込まれた地域本部の財政関連の支援内容は以下のとおり。

五、浦東における多国籍企業地域本部の集積発展に対する支援

(六)新区政府は引き続き多国籍企業の地域本部に対する支援を強化し、本部のグレードアップおよび持続的な発展、本部規模拡大に対する奨励、機能の強化、モデルのイノベーションを促進させる。新規設立の地域本部に対し、「第11次五ヶ年規画」期間の政策支援を維持し、既存の本部企業に対して奨励政策を継続し、異なる規模、ビジネスモデルに合わせた適切な支援をする。

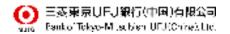
六、多国籍企業地域本部の高級人材誘致を一層推進

- (七) 多国籍企業の地域本部の人材に対し、新区における貢献度により一定期間に一定の補助金を与え、条件に合致した多国籍企業地域本部の海外高級人材の住宅購入、賃借に対し一定の補助金を提供する。
- (八) 多国籍企業地域本部の外国籍法定代表者、高級管理職、ハイエンド技術者に対し、出入国の便宜を与 ラス
- (九) 多国籍企業地域本部による高級人材向けマンション建設への参画を奨励、また多国籍企業地域本部人 材の入居の手配を優先的に行う。

http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/311081101.pdf

(*)「本部経済」とは、ある地域が特有の資源の強みを活用して企業の本部をその地域に呼び集め、そうすることで、その地域の経済発展に重要な影響を及ぼそう、という一種の経済形態のことを指す。

¹ 詳細は当行BTMU(China) 実務・制度ニュース・レター第34号をご参照。



2002年に、地域本部が初めて設立されて以来、上海市政府及び浦東新区政府は地域本部の発展を推進するため、各種関連政策を公布した。浦東新区の財政支援関連通知としては、浦東新区政府は2009年1月22日に「浦東新区本部経済、サービスアウトソーシング発展の若干意見」(浦府[2009]29号)を公布した。新規導入地域本部、域内大手企業地域本部と運営センターに一定の補助金を供与する等が主要内容で、当該通知の有効期限日は2010年12月31日とされ、すでに有効期間が終了した。今般、公布された「財政支援弁法」は浦府[2009]29号の有効期終了後の継続政策となる。「財政支援弁法」は、新規に区域性地域本部という概念を提示しており、浦府[2009]29号より財政補助金対象の範囲が更に拡大されると思われる。

「財政支援弁法」の主要内容は以下の通りである。

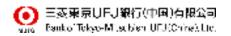
◆ 適用範囲

浦東新区に設立した以下の地域本部は、工商登記地と税収登記所在地が浦東新区である場合、認定により「財政支援弁法」の適用対象となる。うち、区域性本部の認定基準は今後公布される予定の「実施細則」で明確にされると思われる。

地域本部類別	「財政支援弁法」における規定
新規導入多国籍企業地域	2011年1月1日(含む)以降に設立された多国籍企業の地域本部
本部	
新規導入域内大手企業地	2011年1月1日 (含む) 以降に設立された域内大手企業の企業本部
域本部	
新規導入区域性地域本部	2011 年 1 月 1 日(含む)以降に、域内外大手企業が管理統合、または
新たに追加	運営、決済、研究開発等機能を統一するために設立した企業。
既存多国籍企業地域本部	2011年1月1日より前に浦東新区で設立され、現在に至っても存続す
现行夕国相 <u>工</u> 来地级平时	る多国籍企業地域本部、域内大手企業本部。
既存域内大手企業地域本	2011年1月1日より前に浦東新区で設立され、現在に至っても存続す
部	る多国籍企業地域本部、域内大手企業本部。

◆ 財務支援内容

「財政支援弁法」によれば、新規導入地域本部(多国籍企業地域本部、域内大手企業地域本部、 区域性本地域部を含む)及び既存地域本部(多国籍企業地域本部、域内大手企業地域本部を含む) に分けて、地域本部の種類によって異なる財政補助金を供与する。



①新規導入地域本部への補助金

地域本部類別	企業(個人)への財政補助内容	不動産購入、賃借関連 財政補助内容
新規導入多国籍企 業地域本部	♣ 企業(職員を含む)の浦東新区への貢献度に より、一定期間に重点補助金を供与する。	新規導入の本部が浦東新 区で自社用オフィス物件
新規導入域内大手 企業地域本部	↓ 企業の浦東新区への貢献度により、一定期間に重点補助金を供与する。↓ 域内大手企業本部の高級管理者、中級管理者と専門スタッフに対し、個人の浦東新区への貢献度により、一定期間に一定の補助金を供与する。	を購入する場合、その物件価格に基づき一定比率で一括の補助金を供与する。自社用オフィス物件を賃借する場合は、一定期間に年間賃料に基づき
新規導入区域性地 域本部	◆ 新規導入の区域性本部に対し、企業の浦東新区への貢献度により、一定期間に一定の補助金を供与する。◆ 区域性本部の高級管理者、中級管理者と専門スタッフに対し、個人の浦東新区への貢献度により、一定期間に一定の補助金を供与する。	一定比率で補助金を供与する。

②既存地域本部への補助金

地域本部類別	財政補助の内容	
既存多国籍企業	4	企業(職員含む)の浦東新区への貢献度により、一定期間に一定の補助
地域本部		金を継続に供与する。
既存域内大手企	4	企業の浦東新区への貢献度により、一定期間に一定の補助金を継続に与
業本部		え、更に当該企業の高級管理者、中級管理者と専門スタッフに対し、個
		人の浦東新区への貢献度により、一定期間に一定の補助金を供与する。

なお、「財政支援弁法」とその他の上級機関の関連規定のいずれの適用条件も満たす場合、先に上級機関の関連規定を適用し、「財政支援弁法」と比較して不足する部分は追加で「財政支援弁法」を適用することが認められるが、重複し財政補助金を享受できないとされている。

「財政支援弁法」では今後の浦東新区の財政補助金の枠組みについて明確にし、具体的な適用基準等については、今後公布される予定の「実施細則」で明確にされるので、「実施細則」の詳細内容について注目が集まっている。浦東新区商務委員会の担当者によると、現在「実施細則」(ドラフト)は作成済みで、すでに上級部門による審査認可の段階に入っているという。「実施細則」が公布され次第、別途ご案内申し上げる。

以上

以下は中国語原文と日本語仮訳である。

中国語原文

浦东新区促进总部经济发展财政扶持办法

浦府 (2011) 151 号

区政府各委、办、局,各开发区管委会,各直属公司,各街道办事处、镇政府、川沙新镇:

第一条 为紧紧围绕创新驱动、转型发展,有效推进上海"四个中心"核心功能区建设,鼓励跨国公司和国内大企业在浦东新区设立总部,加强总部集聚,促进总部持续发展,制定本办法。

第二条 本办法所称总部包括新引进的总部、新引进的区域性总部和现有总部。

新引进的总部,是指 2011 年 1 月 1 日 (含)以后设立的跨国公司地区总部和国内大企业总部。新引进的区域性总部,是指 2011 年 1 月 1 日(含)以后,由境内外大企业为整合管理,统一营运、结算、研发等职能而设立的公司。

现有总部,是指 2011 年 1 月 1 日以前在浦东新 区设立且存续至今的跨国公司地区总部、国内大 企业总部。

第三条 在浦东新区范围内设立的总部,工商注 册地和税收户管地在浦东新区的,经认定,适用 本办法。

第四条 对新引进的跨国公司地区总部,根据企业(含员工)对新区的贡献程度,在一定年限内给予重点补贴。

日本語仮訳

浦東新区本部経済の促進に関する 財政支援弁法 浦府(2011)151号

区政府各委員会、弁公室、局、各開発区管理委 員会、各直属公司、各町の住民自治事務所、鎮 政府、川沙新鎮:

第一条 革新促進とモデル転換発展の方針を 中心に、上海市の「四つのセンター」核心機能 区の建設を有効的に推進し、多国籍企業と域内 大手企業による浦東新区での本部設立を奨励 し、本部企業の集積を強化し、本部経済の持続 的な発展を促進するために、本弁法を制定し た。

第二条 本弁法でいう本部とは、新規導入本部 と地域性本部、既存本部を指す。

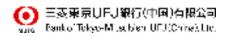
新規導入本部とは、2011年1月1日(含む)以降に設立された多国籍企業の地域本部と域内 大手企業の企業本部を指す。

新規導入区域性本部とは、2011年1月1日(含む)以降に、域内外の大手企業が管理統合、または運営、決済、研究開発等機能を統一するために設立した公司を指す。

既存本部とは、2011年1月1日以前に、浦東新 区で設立され、現在に至っても存続する多国籍 企業地域本部、域内大手企業本部を指す。

第三条 浦東新区範囲内で設立された地域本部は、工商登記地と税収登記所在地が浦東新区にある場合、認定により本弁法を適用する。

第四条 新規導入の多国籍企業地域本部に対 し、企業(職員を含む)の浦東新区への貢献度



第五条 对新引进的国内大企业总部,根据企业对新区的贡献程度,在一定年限内给予重点补贴;对新引进的区域性总部,根据企业对新区的贡献程度,在一定年限内给予一定补贴。同时,对国内大企业总部高管人员、中层管理人员和专业人员按其个人对新区的贡献程度,在一定年限内给予一定补贴;对区域性总部高管人员、中层管理人员按其个人对新区的贡献程度,在一定年限内给予一定补贴。

第六条 对新引进的总部在新区购买自用办公用房的,按购房房价给予一定比例的一次性补贴;租赁自用办公用房的,在一定年限内按年租金给予一定比例的补贴。

第七条 鼓励现有总部扩大规模、发挥功能、提升能级。其中,对跨国公司地区总部,根据企业(含员工)对新区的贡献程度,在一定年限内继续给予一定补贴;对国内大企业总部,根据企业对新区的贡献程度,在一定年限内继续给予一定补贴,并对高管人员、中层管理人员和专业人员按其个人对新区的贡献程度,在一定年限内给予一定补贴。

第八条 附则

(一)对既适用上级机关相关扶持规定,又适用本办法的,一律先执行上级机关规定,执行后与本办法相比不足部分,可补充执行;同一扶持对象可从优,但不得重复享受。

により、一定期間に重点補助金を供与する。

第五条 新規導入の域内大手企業本部に対し、 企業の浦東新区への貢献度により、一定期間内 で重点補助金を供与する。新規導入の区域性本 部に対し、企業の浦東新区への貢献度により、 一定期間に一定の補助金を供与する。同時に、 域内大手企業本部の高級管理者、中級管理者と 専門スタッフに対し、個人の浦東新区への貢献 度により、一定期間に一定の補助金を供与す る。区域性本部の高級管理者、中級管理者と専 門スタッフに対し、個人の浦東新区への貢献度 により、一定期間に一定の補助金を供与する。

第六条 新規導入本部が浦東新区で自社用オフィス物件を購入する場合、その物件価格に基づき一定比率で一括の補助金を供与する。自社用オフィス物件を賃借する場合は、一定期間に年間賃料に基づき一定比率で補助金を供与する。

第七条 既存企業本部の規模拡大、機能発揮、機能レベルアップを奨励する。うち、多国籍企業の地域本部に対し、企業(職員含む)の浦東新区への貢献度により、一定期間に一定の補助金を継続的に与える。域内大手企業本部に対し、企業の浦東新区への貢献度により、一定期間に一定の補助金を継続的に供与し、更に当該企業の高級管理者、中級管理者と専門スタッフに対し、個人の浦東新区への貢献度により、一定期間に一定の補助金を供与する。

第八条 附則

(一)上級部門の関連補助金政策を適用し、又本弁法を適用する場合、一律にまず上級部門の補助金政策を執行する。執行後、本弁法と比較し、補助金不足部分に対し、補足執行できる。

- (二)浦东新区已颁布的规定与本办法不一致 的,以本办法为准。
- (三)享受本办法扶持的企业,自享受年度起, 应在浦东新区持续经营十年以上。对无特殊原因 而经营期不满十年须提前歇业关闭、注销税务登 记移往区外,或抽调资金空壳挂号,以及严重不 符综合考核指标规定的扶持对象,可取消其享受 的财政扶持资格,并收回财政已补贴资金。

(四)本办法自发布之日起执行,由浦东新区商 务委员会和浦东新区财政局共同负责解释,实施 细则另行制定。

二〇一一年六月二十四日

同一の補助金対象の場合、補助金政策を選んで 享受することができるが、重複享受することは できない。

- (二)浦東新区が既に公布した規定が、本弁法と不一致の場合、本弁法に準じる。
- (三)本弁法の補助金を享受する企業は、享受開始年度より、浦東新区で10年以上、経営を継続しなければならない。特別な原因がなく、経営期間が10年未満で、営業を中止し、税務登記を取消し、浦東新区外に移転し、資本を引き出した空会社で登記し、財政補助金の総合評価基準を満たさない補助金対象に対して、当該企業の財政補助金の享受資格を取消し、且つ既に供与した財政補助金を回収する。
- (四)本弁法は公布日より執行し、浦東新区商 務委員会と浦東新区財政局が共同で解釈の責 任を負う。本弁法の実施細則は別途制定する。

二〇一一年六月二十四日

【日本語仮訳:三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司企画部調査課】

- ☞ 弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ⇒ 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司企画部調査課

北京チーム:北京市朝陽区東三環北路 5 号北京発展大厦 4 階 照会先: 邢燕燕 TEL010-6590-8888 ext. 233 上海チーム: 上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亜大厦 20 階 照会先: 張亜秋 TEL021-6888-1666 ext. 4250 丁海聡 TEL021-6888-1666 ext. 4255